各都道府県担当部長 あて

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長農林水産省大臣官房国際部参事官(貿易関税チーム)

シンガポール向けに輸出される食品に関する輸入規制について

1. 静岡県産及び兵庫県産の野菜・果実に対する輸入停止措置の解除(5月16日付け)

シンガポール向けに輸出される食品のうち、これまで輸入停止となっていた静岡県産及び兵庫県産の野菜・果実について、シンガポール農食品獣医庁(AVA)は、5月16日付けのウェブサイトにおいて、輸入停止を解除する旨公表しました。

そもそも、この輸入停止措置は、我が国の仲卸業者が、他県産の小松菜を静岡県産に、他県産の白菜を兵庫県産に取り違えた商品において、シンガポール側の放射能物質の検査により、同国の基準値を超えるヨウ素 131 が検出されたことによるものです。

今回の解除は、本件が仲卸業者の取り違えによるものであることが判明した段階で、我が国よりシンガポール農食品獣医庁に対し、静岡県産及び兵庫県産の野菜・果実への輸入停止措置を解除するよう強く要請したことに対し、シンガポール側の理解が得られた結果であります。

今回のような一部の業者の不注意により、静岡県及び兵庫県の関係者、更に、シンガポールの関係者にも、多大な迷惑をかける事態となってしまったことは非常に遺憾であり、今後とも関係者におかれましては、このようなことが発生することのないよう十分ご注意いただくようお願いいたします。

対象県	対象品目	規制内容
福島、群馬、栃木、茨城 (4県)	食肉、牛乳・乳製品、	
	野菜、果実、水産物	輸入停止
千葉、東京、神奈川、埼玉(4都県)	野菜、果実	
上記以外の道府県	食肉、牛乳・乳製品、	証明書 (産地県名を表示)を要求
	野菜、果実、水産物	シンガポールにて、サンプル検査を実施

シンガポール向けに輸出される食品に関する輸入規制(平成23年5月16日現在)

2. シンガポール側の検査において放射性物質が検出された場合の措置

シンガポールでは、食品の放射性物質の基準としてコーデックスの基準が採用されていますが、同 国政府によれば、その基準はこれを超えた場合、当該県産の当該産品(例:○○県産の野菜)の輸入を 停止するために設けているとのことです。

一方、シンガポール政府は、チェルノブイリ原発事故の際に、放射性物質が少しでも検出された商品については一切輸入を認めないとの規則を定めており、輸入時の検査において放射性物質が検出された場合は、たとえその数値が基準値を下回っても、基本的に当該商品の返送を求めるとしています(シンガポールでの廃棄も通常は認めていない)。

以上の点を関係者に周知いただくようお願いいたします。